

令和6年9月27日 第31回足寄町農業委員会総会を足寄消防署団員会議室にて招集

開会 午後1時30分

閉会 午後1時58分

1 出席委員

2番 吉川友二	3番 遠國和宏	4番 上妻良一
8番 遠藤 勇	9番 人見華代	10番 石黒 彰
11番 岡元義春	12番 吉村 進	

2 欠席委員

1番 餌取靖徳	5番 菊地隆志	7番 松田博幸
---------	---------	---------

3 議事に参与するもの

事務局長 山田弘幸
総務担当主査 留田篤史
総務主査 餌取秀和

○議事日程

日程第 1	会期の決定について
日程第 2	会議録署名委員の指名について
日程第 3	議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について
日程第 4	議案第2号 旧農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定による農用地買入協議に係る要請について
日程第 5	議案第3号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第 6	議案第4号 土地の現況証明書下付について

第 3 1 回農業委員会総会

令和 6 年 9 月 2 7 日

開会 午後 1 時 3 0 分

(開 会)

○議長 ただいまから、令和 6 年度第 3 1 回足寄町農業委員会総会を開催します。

本日は、1 番餌取靖徳委員、5 番菊地隆志委員、7 番松田博幸委員が欠席です。

(会期の決定)

○議長 次に、「会期の決定について」を議題とします。お諮りをします。本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(全員「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、本日 1 日と決定します。

(署名委員の指名)

○議長 足寄町農業委員会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により、本日の議事録署名委員の指名については、2 番吉川友二委員、3 番遠國和宏委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

(議案第 1 号)

○議長 「議案第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による農地賃貸借の解約について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第 1 号、農地法第 1 8 条第 6 項の規定による農地賃貸借の解約について、ご説明申し上げます。

農地法第 1 8 条第 6 項の規定による農地賃貸借の合意解約について、貸主、借主より通知があったので、農地法第 1 8 条第 1 項ただし書の規定に該当するか、ご審議を

お願いするものです。

1 番を説明します。本件は、牧草畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和 6 年 9 月 9 日で、土地の引渡期日も令和 6 年 9 月 9 日です。

なお、解約された農地は、議案第 2 号 3 番で審議します。

2 番を説明します。本件は、牧草畑等を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和 6 年 8 月 3 1 日で、土地の引渡期日も令和 6 年 8 月 3 1 日です。

なお、解約された農地は、議案第 2 号 5 番で審議します。

本件は、合意による解約日が引き渡すことになる日の六箇月以内に成立しています。

従って、農地法第 1 8 条第 1 項ただし書の規定に基づき合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第 2 号)

○議長 「議案第 2 号 旧農業経営基盤強化促進法第 1 5 条第 1 項の規定による農用地買入協議に係る要請について」を議題と

します。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第2号、旧農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定による農用地買入協議に係る要請について、ご説明申し上げます。

旧農業経営基盤強化促進法第15条第1項に基づき、所有権移転に係るあっせんの申し出があった農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が特に必要と認められるので、足寄町長渡辺俊一氏に本件の農地所有者に対して、同公社が買入の協議を行う旨の通知をされるよう同法第16条第2項に基づく要請の議決をお願いするものです。

1番から4番までは、令和5年1月17日に開催された上大誉地地区の人・農地プラン協議で新規就農者の誘致が決まり、令和6年3月7日から営農を開始したため、農地の売買を進めている案件で、売払予定者が同一人のため、一括で説明します。

1番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町大誉地221番3ほか6筆、計7筆です。

地目につきましては、公簿は畑、牧場、現況は畑、採草放牧地です。

面積につきましては、405,845㎡のうち、畑が193,883㎡、採草放牧地が211,962㎡です。

令和6年9月18日に、あっせん会議を開催し、売渡予定者は令和6年3月7日に新規就農認定者に認定された方で、売買予定価格は
円、10
アール当たり
円となっています。

2番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名等につきましては、記載のとおりで

す。

土地の所在につきましては、足寄町大誉地557番1ほか1筆、計2筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、54,060㎡です。

令和6年9月18日に、あっせん会議を開催し、売渡予定者は令和6年3月7日に新規就農認定者に認定された方で、売買予定価格は
円、10アール当たり
円となっています。

3番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町大誉地594番1、計1筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、71,365㎡です。

令和6年9月18日に、あっせん会議を開催し、売渡予定者は令和6年3月7日に新規就農認定者に認定された方で、売買予定価格は
円、10アール当たり
円となっています。

4番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町大誉地584番1ほか1筆、計2筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、64,984㎡です。

令和6年9月18日に、あっせん会議を開催し、売渡予定者は令和6年3月7日に新規就農認定者に認定された方で、売買予定価格は
円、10アール当たり
円となっています。

本件のあっせん会議は売渡予定者の農用地取得資金対策において、現在、資金対応が困難なことから不成立となりました。

従って、本件は公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業を活用すべく、足寄町長に対して、同法人への買入協議を行うよう要請するものです。

なお、事業タイプは10年貸付タイプを予定しています。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件について、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、足寄町長に、当該農用地の所有者に対して、公益財団法人北海道農業公社の買入協議を行う旨の通知をするよう要請します。

5番を説明します。

局長

○事務局長 5番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町上利別353番2ほか7筆、計8筆です。

地目につきましては、公簿は牧場、畑、現況は採草放牧地、畑です。

面積につきましては、295, 227㎡のうち、採草放牧地が160, 713㎡、畑が134, 514㎡です。

本件は、平成30年10月3日に新規就農認定者に認定され、平成31年1月1日から営農を開始し、農地法第3条で賃借していた農地の売買を進める案件です。

令和6年9月18日に、あっせん会議を開催し、売渡予定者は平成30年10月3日に新規就農認定者に認定され、令和6年4月1日に認定農業者に認定された方で、売買予定価格は 円、10アール当たり 円となってい

ます。

しかし、あっせん会議は売渡予定者の農用地取得資金対策において、現在、資金対応が困難なことから不成立となりました。

従って、本件は公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業を活用すべく、足寄町長に対して、同法人への買入協議を行うよう要請するものです。

なお、事業タイプは10年貸付タイプを予定しています。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件について、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、足寄町長に、当該農用地の所有者に対して、公益財団法人北海道農業公社の買入協議を行う旨の通知をするよう要請します。

(議案第3号)

○議長 「議案第3号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第3号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明申し上げます。

旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、足寄町長渡辺俊一氏より決定を求められた令和6年度第6号農用地利用集積計画について、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町共栄町49番3ほか17筆、計18筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、141, 668㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を贈与により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等を受ける者から生前贈与を受けたいとの申し出があり、地域担当農業委員である遠國委員と協議し、当事者間で贈与の合意に至っていることから、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この贈与は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

2番を説明します。

局長。

○事務局長 2番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町茂喜登牛2054番2、計1筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、864㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を贈与により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりで

す。

本件は、利用権の設定等をする者から贈与したいとの申し出があり、地域担当農業委員である吉川委員と協議し、当事者間で贈与の合意に至っていることから、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この贈与は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

3番4番を説明します。

局長。

○事務局長 3番4番は、利用権の設定等をする者が同一人のため、一括で説明します。

3番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町共栄町183番6ほか2筆、計3筆です。

地目につきましては、公簿は宅地、畑、現況は畑です。

面積につきましては、24, 312. 31㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、

円、10アール当たり

円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

4番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町共栄町187番1、計1筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、24,648㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、

円、10アール当たり 円
で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から売買したいとの申し出があり、令和6年8月19日開催の平和・足寄地区の人・農地プラン協議の結果に基づき、売買を進めている案件です。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

5番を説明します。

局長。

○事務局長 5番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町共栄

町177番2ほか2筆、計3筆です。

地目につきましては、公簿は原野、畑、現況は畑です。

面積につきましては、73,874㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、

円、10アール当たり 円
で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から売買したいとの申し出があり、地域担当農業委員である遠國委員と協議し、当事者間で売買の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第4号)

○議長 「議案第4号 土地の現況証明書下付について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第4号、土地の現況証明書下付について、ご説明申し上げます。

農地法関係事務処理要領の規定に基づ

き、土地の現況証明について、現況証明書を下付したく、ご審議をお願いするものです。

願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町共栄町28番2ほか6筆、計7筆です。

本件の公簿地目は畑、牧場で、地目変更及び所有権移転を目的に証明を求めるものです。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件につきまして、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。

9番、人見華代現地調査委員長。

○人見現地調査委員長 本件は、9月18日、私と吉村委員、上妻委員、事務局で現地確認を行いました。

現地は、宅地・雑種地・山林・原野等の様相であることから、農地及び採草放牧地以外であると確認しました。

なお、詳細については局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(閉 会)

○議長 以上で、本総会に付議されました議案の審議は全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和6年度第31回足寄町農業委員会総会を閉会します。

議 長

吉村 進

農業委員

農業委員

遠田 和宏

午後 1時 58分 閉会